

防災防火対象物・複合用途防火対象物

1. はじめに

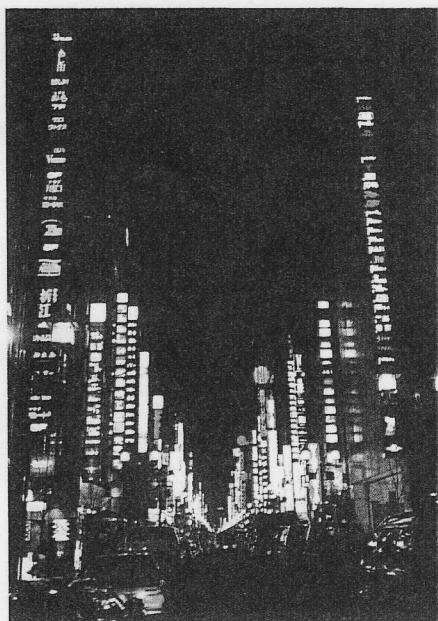
消防法では、次表に示すように防火対象物の用途により(1)項イから(20)項まで32に分類し、その用途、規模等に応じて消防用設備等の設置の義務付けなど行っている。

2. 防災防火対象物

防災防火対象物とは、広義には、防災物品（防災対象物品又はその材料のうち、防災性能を有するものをいう。）を使用しなければならない防火対象物として、消防法第8条の3第1項の規定により次に掲げるものをいう。

①地下街

▼東京・銀座。ネオンの輝く夜の雑居ビル（複合用途防火対象物）群。



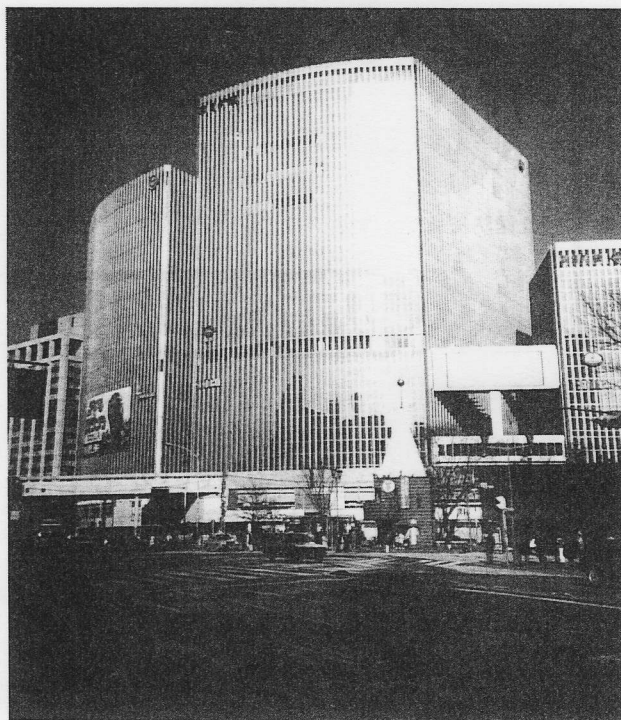
②高層建築物（高さ31mを超える建築物）

③消防法施行令(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(12)項ロ及び(16の3)項に掲げる用途に使用される防火対象物

④工事中の建築物その他の工作物（プラットホームの上屋等、自治省令で定めるものを除く。）

狭義には、消防法令上では、上記③に掲げる防火対象物のことをいっている。

消防白書においては、防災防火対象物を広義に解釈しているようである。ただし、工事中の建築物その他の工作物については、何ずれの用途にも属さない場合、工事終了後対象外となる場合等の理由から、防災防火対象物から除外して取り扱われている。



▶東京有楽町マリオン

ただし異なる 2 以上の用途であっても、デパートにおける駐車場や、学校における学生食堂のように、主たる用途に機能的に従属する用途である場合、又は主たる用途以外の用途部分の延面積の

なお、平成元年版消防白書によれば、平成元年3月31日現在の防災防火対象物の数は、全国で682,892件であり、このうち(16)項イは254,505件、(16)項ロ(12)項ロを含むものは4,564件であり、全体の37.9%を占める。

31